

意見書案第 33 号

非核三原則を堅持し核兵器のない世界実現に向けた国の取組強化を求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 佐 藤 弘

杉 浦 智 子

改 田 勝 彦

林 ま り

非核三原則を堅持し核兵器のない世界実現に向けた国の取組強化を求める意見書

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。

その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議によって確認されてきた我が国の国是である。

今国会の党首討論等においては、非核三原則は日本の安全保障と国際社会からの信頼を支えてきた根幹であり、いかなる場合も揺るがせてはならないとの立場から、同原則を国是として堅持することを明確に示すよう政府の姿勢が問われた。

しかし、これに対する政府の答弁書及び党首討論での政府答弁では、「現段階で、政府としては政策上の方針として堅持している」とし、現行の国家安全保障戦略も非核三原則を堅持するとの基本方針は変わらないと説明する一方で、国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定する方針を示し、その改定作業の中で非核三原則を見直す可能性について含みを持たせたままである。

このことは、被爆国日本として非核三原則をどこまで重んじるのかという点で、国民に不安と疑念を生じさせるものである。

非核三原則の堅持なくして、核兵器廃絶を訴える我が国の道義的基盤は搖らぎかねない。被爆国日本は、核兵器保有国・非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮のプロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で示す責任がある。

一方、国際社会では、核兵器保有国・非保有国の対立や安全保障環境の不安定化により、核軍縮の機運が後退しかねない状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力として、核軍縮・核不拡散体制の強化を主導していくことが求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

- 1 非核三原則を、我が国の不变の国是として今後も堅持することを明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して繰り返し発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的

な対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。

3 核兵器禁止条約の理念を共有しつつ、締約国会合等への継続的なオブザーバー参加等を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に積極的に貢献すること。

4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相の継承・発信のため、被爆者支援、平和教育、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業などを一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年12月22日

大津市議会議長 草野聖地

内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長 あて